

英国柔道協会 国際大会レベルの主な競技会への選考規程

1. はじめに

1.1 英国柔道協会(BJA)の世界水準戦績計画(WCPP)の第一の目的はオリンピックとパラリンピックでメダルを獲得することにある。この目標のため BJA は、最高レベルの大会で勝利しメダルを取れる選手だけに資源と機能を集中するという「妥協なき手法」を採用した。

1.2 BJA はオリンピックとパラリンピックで以下のメダル数を目標に置いた。オリンピックで1~3個、パラリンピックで1~3個。

1.3 本規程は英国を代表する選手（視覚障害選手を含む）を選考するための基準を定めたものである。

2. 最終的な権威

2.1 主な競技会に英国を代表する選手を選考する最終的な権威は BJA にある。BJA 理事会は主な競技会への選手の選考を BJA 選手選考委員会に委任している。

3. 保証

3.1 いかなる選考も主観的な要素を属性として持っている。しかし、選考に関する決定はすべて具体的な事実に基づいて行われることを保証する。BJA はいかなる時もこの選考規程に従い、あらゆる選考に関して合理的に行動するよう努める。

4. 主な競技大会

4.1 対象となる競技大会は以下の通りである：

オリンピック関係

オリンピック競技大会（規則は別に定める）

世界選手権大会

欧州選手権大会

U-23 欧州選手権大会*

ジュニア世界選手権大会*

ジュニア欧州選手権大会*

* これらの大会については付属文書 1 に追加情報を記載

パラリンピック関係

パラリンピック競技大会（規則は別に定める）

視覚障害者世界選手権

視覚障害者ワールドゲームズ

視覚障害者欧州選手権

5. 被選考資格

5.1 或る選手を選考対象とし、或いは選考過程に入れる場合には、その選手は以下の要件を満たす必要がある。

- 国際柔道連盟或いは当該大会の主催団体の規則による被選考資格を満たしていること。
- 大会に年齢制限のある場合はそれを満たしていること。
- 英国国籍保有者であり、かつ BJA の個人会員であること。
- 現在の英国選手団（強化指定選手）の一員であること。
- 英国オリンピック委員会、英国パラリンピック委員会の規則にある「ドーピング違反があった者に関する英国代表選手団員資格」を満たしていること。

5.2 選手は、英国代表として選抜されたエリート選手であり BJA を代表するに相応しい者としての言動を常にはっきりと示さなければならない。

6. 事前選抜

6.1 BJA 選手選考委員会は、第 4 条に挙げた主要大会の選考に関し、以下の 4 つの条件すべてを満たす選手がいる場合には、英国代表として複数の候補を事前選抜することができる。

1. 当該選手がその階級に於いて明確に第 1 位であること
2. 当該選手が事前選抜に値する戦績を持っていること
3. 当該選手が（訳注：練習・合宿などの）準備段階で事前選抜に相応しい参加実績があること
4. 必要な場合、当該選手が体力テスト及び・または「大会参加標準体力」テストを受けることに同意すること

7. 選考基準

7.1 BJA 選手選考委員会は、第 4 条のリストにある主要大会に英国代表選手を選抜する際に、以下の 7.3 に詳述した基準に従うものとする。これらの基準は優先順で記載されており、重要度もその順である。

7.2 選手選考委員会は、7.3 に定める基準に従うことを条件に以下の権限を持つ。

場合によっては、或る特定の基準に重きを置いて判断すること（例えば、大会における対戦相手のレベルや強さ、年齢、経験のレベルなど）

或る階級で基準を満たす相応しい選手がいない場合に、その階級で選手を選出しないこと（例えば、力量に欠け 7.3b に挙げた大会で決勝ラウンド進出が安定的でない場合など）

その階級で基準を満たす選手がいないと判断された場合に、その大会に参加することによって経験を積み将来より高いレベルの活躍が期待できる潜在力を持った選手を選抜すること

7.3

(a) もっともメダルが期待できる選手

(b) 選手の戦績。選考時点の 24 か月前からのすべての試合の成績が考慮の対象となる。以下のリストは優先度順になっている。

オリンピック関係

- オリンピック競技大会
- 世界選手権大会

- 欧州選手権大会
- ワールド・マスターズ
- グランドスラム
- グランプリ
- ワールドカップ
- 欧州カップ

パラリンピック関係

- パラリンピック競技大会
- 視覚障害者世界選手権
- 視覚障害者ワールドゲームズ
- 視覚障害者欧州選手権
- 主要国内大会
- その他の国内大会

注1：当てはまる場合には、**U23** 欧州選手権、ジュニア世界選手権、ジュニア欧州選手権の結果も考慮の対象とする事ができる。

注2：**U23** 欧州選手権の代表選考に関しては、選考時点から過去 **24** か月間の国際大会での成績が考慮される。(付属文書1に詳述)

注3：主要なジュニア大会の選考に関しては、選考時点から過去 **24** か月間の国際大会での成績が考慮される。

(c) 「成績」を考慮する際には、最終順位のみでなく他の種々の要素も酌量する。これらの要素は、その大会のレベル、ドロウ、対戦相手、技の判定、負傷、その他最終結果に影響した可能性のある要素を酌量できる。

(d) BJA の「World Class Programme」への参加の度合い。これには練習、合宿、試合への参加を含む。この「出席点」を考慮する際には態度や品行も考慮の対象となる。

(e) 追加の要素として以下の事項も考慮の対象としてよい。

- 力量発揮の安定性と現在の進歩の速さ
- 過去の主要大会での実績
- 現在の体重と実戦の階級の体重で期待できる活躍
- 現在の身体の状態や負傷・疾病の状態
- 欠場に関する真実の診断書
- チームの一員としての適格性（過去の品行）
- (訳注:代表チームの) 活動に対する参加と態度

8. 選手選考委員会

8.1 選手選考委員会は、BJA 強化部のスタッフの適任者から構成され、強化部長（訳注:強化委員長？）

により任命される。強化部長自身は選考委員会の委員長も務める。選考委員会は委員長のほか、2名以上の強化スタッフと1名の書記で構成される。強化部長が不在の場合は、強化部長が委員長役を務める1名の強化スタッフを指名する。

8.2 選手選考委員は以下の責務を果たす。

委員長：選考委員長は選手選考に際し1票を投じる権利を持つ。選考結果が同数の場合には、委員長の決定に委ねられる。委員長は、選考が手順通りに行われ、選考規程に従って決定されることを保証する責任を負う。

BJA 強化部員 (2名以上): 強化部員は技術的な情報を提供するとともに、選考に際してそれぞれ1票を投じる権利を盛る。強化コーチと書記は選考対象となるすべての選手の過去の試合結果や必要な情報を取りまとめる責任を負う。

書記：選考委員会の書記は、選考結果を適切な文書として作成する。書記は技術的以外の事項に関して情報を提供するほかは、選考の議論では発言せず、また投票もしないものとする。

8.3 何らかの理由で委員会のメンバーが審議に参加できない場合には、委員長は、以下に述べる責務を果たす適切な委員会メンバーの代理を任命する。

9. 選考過程

9.1 それぞれの大会に必要な各代表候補選手の情報収集の調整は、代表監督が適切な代表コーチと共に行う。(上記7.3にある通り)

9.2 選考委員会は、派遣チーム選考のため当該大会のエントリー締切り日から逆算し妥当な余裕を以て開催する。選考結果は、候補に上ったそれぞれの選手に関する議論の詳細も含めて、一つ一つ公式に記録する。

9.3 委員長或いは代理の選考委員が、理事会の議長に対し、選抜した選手を推薦し承認を求める。その選手が選考された理由を詳細に記した書類も同時に提出する。

9.4 理事会の議長は選考委員長に対して選考結果が承認されたかどうかを伝える。理事会の議長がいずれかの推薦選手を承認しない場合には、選考委員会は議長から指摘された手続き上の問題も含め選考を再検討する。このような差し戻しは、理事会の議長が選考手続きが規程に則って行われなかったと判断した場合にのみ行われる。

9.5 承認を得た場合には、選考委員長は選手とコーチに選抜決定を伝えるとともに、必要があれば選考に関する事柄についての話し合いを行う。

9.6 選考結果の発表後、選考委員会は次の権利を留保する。

- どの階級の選手であっても、練習・合宿やチームとしての活動に十分に参加しない場合に、その選手の選考決定を撤回すること
- どの階級の選手であっても、選考決定後の成績が基準を満たさなかった場合に、その選手の選

考決定を撤回すること

- 当該選手に体力テスト及び・または「大会参加標準体力」テストを受けることを要求すること

10. 期 限

10.1 選考委員長は通常、選考が決定した当日中に理事会議長に対し選手の推薦を行い承認を求める。

10.2 理事会議長は通常、推薦選手が承認されたかどうかを3日以内に選考委員長に回答する。

10.3 選考委員長は、選抜が決定した選手とそのコーチに対し、理事会議長の承認回答から3日以内に結果を通知する。

11. 通 知

11.1 最終選考結果については、「World Class Programme」内のすべての関係者に対して文書で通知されるものとする。選考に漏れた選手は、選考委員長に対し選考の決定に関する説明を求める事ができる。

11.2 当該大会に出場資格のあるすべての選手は、選考委員長に対して、自らが選考に漏れた理由の説明を文書で求める権利を持つ。

12. 異議申し立ての根拠

12.1 選考結果に対する異議申し立ては、選考が規定の手続き或いは合意された基準に則って行われていないこと、または選考過程で情実が行われた場合にのみ、行うことができる。

13. 異議申し立ての権利

13.1 選手がBJAの選手選考に対し異議を申し立てる場合には、以下に述べている手順に従わなければならない。

14. 異議申し立て手続きの概要と時期

14.1

異議を申し立ての要求は、BJA事務総長にあてて電子メールで送付するとともに、同内容の署名をした書簡も送付する。この要求は選抜に漏れた通知を受けてから7日以内に提出しなければならない。

14.2.1 異議申立書は、申立の根拠を詳述するとともに申立が依拠するすべての事実を順序立てて説明しなければならない。申立書には当該選手の連絡先詳細を記すとともに、費用として50ポンド(約7500円)を同封すること。申立費用は、電子メールで申し立てをした後、電子マネー、クレジットカード、現金、または小切手でBJA本部の事務総長宛に支払うものとする。申し立てた意義が認められた場合、或いは申立審査会が実際に開かれる前に異議が撤回された場合には申立費用は返却される。

申し立てが有効になるためには、三つのものが含まれていなければならない事に留意してほしい。ポイントは、異議申し立ての意思が明確に示されていること、申立の根拠、そして申立費用である。

14.2.2 異議申し立ては、UK Sportや他の競技団体などからの2人の独立した委員と英国柔道協会理事

会メンバー1名（但し選手選考委員会メンバーでない者で、この者が議長となる）からなる審査会で審議される。審査会は、異議申し立て受理の通知から5日以内に開催されるのが望ましい。

14.3 審査会は独自の判断で追加の口頭或いは書面による意見陳述や説明を求める事ができる。

14.4 審査会は、審査終了後、結論をまとめて関係者すべてに通知する。審査会は、いかなる結論に至るにせよ、その結論は完全に正当化できるものでなくてはならない。

14.5 この段階で審査会が出せる結論は、以下の3つのうちの1つである。その結論とは：

14.5.1. 審査会が申立てを却下し、選考委員会の元の結論が有効である

14.5.2. 異議申し立てを認め、新たな選考会議のための勧告を付けて選考委員会に差し戻す

14.5.3. 特殊なケースについて審査会は、新たな選手選考委員会を立ち上げ新たな選考手続きを行うよう要求することもできる。

14.6 どの場合でも新たな選考のための会議は直ちに（3日以内が望ましい）開催されなければならない。

14.7 この決定が異議申し立てに関する最終段階であり、この段階終了に於いて、その結論は最終かつ拘束力を持つものである。

14.8 上記のすべての手順に選手が従わなかった場合には、異議申し立ての権利は認められない。

15. 主要大会以前の代表選抜撤回

15.1 以下に挙げる場合には、BJAは選手を代表として認めない権利を有する。

◇ 選手が大会のための準備・練習やチームとしての活動に十分に参加しなかった場合

◇ 選考されて以降の成績が要求される水準に満たない場合

◇ 体重の管理に問題がある場合

◇ 負傷や疾病により大会出場が医学的に相応しくない場合

◇ 素行などに問題があった場合

◇ 結果としてBJAに悪影響をもたらす行動があった場合

15.2 BJAは選手に対していつでも、体力テスト及び・または「大会参加標準体力」テストを受けるよう要求する権利を留保する。

15.3 或る選手について、疾病や負傷のために持てる力が十分に発揮できるかどうか疑問がある場合には、以下の手順が適用される。

(i) 選手選考委員長は当該選手に対し、試合に出場できるかどうかを見定めるための医師の診断を受けるよう要求することができる。この診断では、負傷や疾病の状態が、選手が試合に出場しても構わないものなのか、或いは医学的に見て選手自身に危険があったり、他の選手や競技役員、観客などにまで危害が想定されるものなのかの判定に基づき、この時点で出場の可否を決定する。

(ii) 選手が医師の診断に合格した場合でも、当該選手が負傷や疾病のために持てる力を十分に試合で

発揮できるかどうかについて選手選考委員長が懸念を持つ場合には、選考委員会は選手に対して事前に定められた柔道独自の動作テストを受けるよう求める事ができる。このテストは、**BJA** 主任医療アドバイザー、主任トレーナーおよび選手を担当する代表チームコーチにより事前の了承を得るものとする。

15.4

選抜が撤回された場合、選手の代替が妥当ならば、補欠選手を充てる事ができる。

以 上